

前橋市学習者用iPad（使用済GIGAスクール端末等）の売却 仕様書

1 目的

GIGAスクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGAスクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、適切な処分も必要である。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行うことを目的とする。

2 受託条件

- (1) 受注者は、公告日から引き続き、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、群馬県を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、再資源化事業計画の認定申請時に、「使用済小型電子機器等の再使用」について申請を行い、認定を受けていること。なお、入札参加申請時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。
- (2) 受注者は、前号の再資源化事業計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、入札参加申請時には前年度の処分実績を証明する書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

3 業務内容

- (1) 受注者は、発注者の小学校等で使用していたGIGAスクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法において認定を受けた再資源化事業計画に従い、回収したGIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。
- (2) 受注者は、GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、「12 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

4 契約の形態

総価契約による。

5 履行期間

令和8年11月6日から令和9年3月31日まで

6 引渡し時期（回収時期）

令和9年1月4日以降（詳細は、発注者との協議とする。）

7 代金の納入

引渡し開始日の前日までに、発注者の発行する納入通知書により納入すること。

8 引渡し対象品

GIGAスクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fi+Cellularモデル 32GB A2429

※iPad本体および付属品（充電器・充電ケーブル・キーボード）

※発注者の責において端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager等は解除済み。

※SIMロックは、非解除。物理SIMカードは、引き抜いていない。

9 数量・引渡し場所等

(1) 数量

計23,219台

【数量に関わる条件】

ア 上記記載の数量には、再使用が困難な故障品・破損品（液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良・水没品・汚損品）2,219台を含む。

イ 上記アを除く端末21,000台については、使用者からの回収品を現状のまま引渡すため、傷、不具合等のあるものが含まれる可能性がある。なお、21,000台のうち、上限5%に相当する最大1,050台については、受注者の確認により、再使用が困難な故障品・破損品が見受けられたとしても、契約金額の変更対象とはしない。

ウ 付属品は、本体数量と一致しない場合がある。なお、キーボードは、小学校3年生以上の児童生徒が使用していた端末にのみ付属する。

(2) 引渡し場所

別紙のとおり

10 回収及び引き渡しの方法及び条件

(1) 受注者は、「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で端末の輸送を実施する。

(2) 受注者は、端末の回収について認定計画の別紙7に記載されている「使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者」のリストに記載されている事業者のみで行う。

(3) 発注者は、受注者に対し、本案件の回収を行った事業者が別紙7に記載されている事業者と相違ないか確認を行う。

(4) 発注者および受注者は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。

- (5) 受注者は、内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。車両サイズは、2トン車までとする。
- (6) 受注者は、学校が指定する校内回収場所まで移動を行い、梱包および搬出を行うこと。
- (7) 梱包材の用意及び梱包作業は、受注者において行うこと。
- (8) 校内回収場所は、2階以上にある部屋かつエレベーターを使用できない学校あり。
- (9) 学校における作業時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までとする。

11 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施すること。
- (2) GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (4) データ消去作業はADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に発注者へ報告すること。
- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) SIMカードは、11-(3)の処分方法に準じ、物理的に破壊すること。再使用品のSIMカードについては、受注者において、確実に端末から引き抜き、同様に破壊すること。
- (7) 再使用・再資源化の別を問わず、利用者や所有者を特定できる情報を含むシールやラベル等は、適切に処理すること。

12 業務完了の確認

受注者より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとする。

13 協議事項

発注者の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者の担当職員と協議しその指示に従うこと。

14 留意事項

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

ア 受注者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。

イ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

ウ 受注者は、本業務を遂行する上で、知り得た情報、資料、秘密、個人情報等について、その秘密を保持するものとし、発注者の許可なく第三者に提供、開示、漏洩してはならない。また、本契約の終了後も秘密保持は継続するものとする。

エ 受注者は、本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

オ 受注者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。